令和８年度第１回知立市文化財保護委員会議事録

＜概要＞

１．日時・場所

令和８年９月２４日（木）　午前１０時から　知立市図書館２階　視聴覚室

２．出席者

委員　　：杉浦茂（委員長）、杉浦五一、鷹巣純、杉浦卓次、杉野丞、鬼頭秀明

教育委員会　　：宇野教育長、大山教育部長

事務局（文化課）：藤田課長、近藤課長補佐、堀木田担当係長、中川主事、羽田主事、木全主事

３．傍聴者

０名

４．議題・報告事項

議題（１）指定文化財調査の内容・様式・日程等について（資料１）

報告（１）令和７年度主要事業実績について（資料２）

報告（２）牛田町文化財保存会の発足について（資料３）

報告（３）マツカレハの被害とその対応について【来迎寺一里塚・知立の松並木】（資料４）

報告（４）八橋史跡保存館の資料について（資料５）

＜議事内容＞

１．あいさつ

２．委員長選出

事 務 局：　委員の任期は令和８年４月から令和１０年３月までとなります。議事に入る前に、知立市文化財保護規則第２条に基づき、委員の互選により委員長を定めます。

委　　員：　杉浦茂委員を推薦します。

（全員異議なし）

事 務 局：　委員長は杉浦茂委員とします。次に、委員長より職務代理の指名をお願いします。

委 員 長：　職務代理は杉浦五一委員を指名します。

３．議題・報告事項・その他

議題（１）指定文化財調査の内容・様式・日程等について

委 員 長：　議題（１）について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：　（事務局より説明。以下、内容抜粋。）

【調査及び議事の目的について】
・市指定文化財について、台帳や現状を示す資料が十分に整っていないため、所在や状態等といった現状の把握を優先し、所有者との信頼関係を築きながら、災害時に迅速に文化財の状況を確認できる体制を整えたいと考えています。
・前回（令和７年度第１回）のプレ調査で明らかになった課題について意見を伺い、本調査の進め方を検討したいと思います。

【指定文化財管理調書の様式案（資料１）について】
・指定文化財管理調書の事務局案（資料１）は、現地調査時に委員の所感を記録するための用紙です。当調書は非公開とし、事務局が保管します。
・指定台帳は別途事務局が作成・保管します。
・一元的に管理するため、分野が異なる文化財についても共通の様式を使用することを想定しています。

【調査の日程と流れについて】
・調査導入当初であり、１年あたり何件実施できるか想定が難しい状況です。文化財の所有者、委員、事務局の日程を調整し、実施しながら見通しを立てたいと考えています。
・調査は委員全員ではなく、調査する市指定文化財の分野に応じてその専門家を選別し実施する等、少人数制を想定しています。
・「調査 → 結果報告 → 調査 → …」と繰り返す流れを想定しています。
・今年度の調査では、年明けに慈眼寺への訪問を想定しています。

委　　員：　当調書は指定文化財のカルテに当たります。カルテ作成を委員の役割とするのは不適切ではないでしょうか。市指定文化財の所有者と密接な関係を築き、保存・管理することや調書を整理することは、自治体の学芸員の仕事だと思います。そのうえで、専門的に分からない点を委員に相談すべきではないでしょうか。

委　　員：　絵画や工芸品を例とすると、専門家でなければ状態の変化に早期に気づきにくいです。自治体の学芸員から相談を受ける段階では、傷みが相当進んでいることもあります。私の知る限り、自治体の学芸員が全ての専門家になることは極めて困難です。

委　　員：　事務局からは、調書の記入例として、所有者が指定文化財を修理した場合、

その変化等を記録するとの説明がありました。制度上、所有者が指定文化財を任意に修理してはならないため、そのような事例はあり得ないと思うのですが。

委　　員：　実態はそのような事例が多いです。市職員からの制度等の周知徹底は必要ですが、それでも中々理解が得られないことがあります。事務局の人員も限られる中で、そうした事例が発生した際に確認できるような体制を整えること（指定文化財調査等）には意味があると思います。

委　　員：　所有者に急に詳細なカルテを示して調査を始めるよりも、所有者と継続して連絡を取る、所有者同士が協議する場を設ける等、関係づくりから進めていくことが大事だと思います。

委　　員：　他自治体では、自治体から専門家へ指定文化財の状態を伝え、その情報を基に対応を判断することもありますが、文化財の状態は常に把握しておきたいという思いもあります。知立市では台帳や調書が十分に整っておらず、これまでの議論もあることから、この調査を進めることには賛成します。ただ、台帳等の基本情報については事務局で取りまとめたうえで、専門家（委員）に相談しながら進めた方が良いと思います。

事 務 局：　信頼関係の構築については、所有者一人ひとりと機会がある度に話をしながら進めています。所有者からは「どのように状態を判断すればよいか分からない」「専門家に一度見てほしい」といった声があり、訪問を歓迎する所有者も複数おり、並びに関係構築にも時間を要することから、調査を通じて委員にも是非協力いただきたく存じます。

台帳等の取りまとめについては、事務局でも確認していきます。調査の際には、各分野についてどのような視点から何を確認すべきか、先生方（委員）にご指導いただくことで、事務局による普段の確認にも生かしていきたいと考えます。

委　　員：　写真はどのように管理していくのでしょうか。

事 務 局：　台帳が十分に整っておらず、現時点で写真がないものもあります。調査の段階では、写真を調書に添付する等して整えていきたいと考えています。

委　　員：　その他、当調査の意義として、以下の点が挙げられます。

① 専門家が確認することで、修理が必要な時期や、予算がつくまでの保管方法について相談できます。

② 気になっている資料について尋ねられることもあり、未指定の資料を把握する機会になります。

③ 各委員が専門外分野の文化財に触れることで、委員会全体で市の指定文化財について認識を共有し、議論に役立てることができます。

委 員 長：　前向きな意見が出ています。これまで文化財の現状を十分に把握できてい

なかったため、委員の力を借りながら調査を進めたいと思います。併せて、所有者と連携し、今後の保存・活用方法を一緒に取り組むことが重要であり、所有者と協力できる仕組みの構築など、さまざまな面から考える必要があります。

委　　員：　当委員会の本来の役割は、評価されていない文化財を評価し、市の文化財として表に出していくことであり、指定文化財の管理が主ではないと認識しています。

確かに、カルテ作成も重要ですが、そのためには所有者とのネットワークの構築、修理費や補助金の確保、及び文化財の保管場所も考えていく必要があります。大きな課題であるため、文化財保護行政の根本を見据えてほしいです。

委　　員：　文化財の状態を把握しなければ、必要な保管場所や予算も検討できないということもあります。また、早期に傷みをみつけることができれば、修理にかかる費用を抑えられるかもしれません。文化財の現状把握は、文化財保護の末端の部分かもしれませんが、肝となる重要事項だと思います。

事 務 局：　先の課題について、実態把握を優先し十分に考えられていませんでした。課題として受け止めます。

当調書の様式案（資料１）について、委員のご意見をいただきたいです。

（様式案について全員異議なし）

委　　員：　当様式案は必要十分だと思いますが、台帳そのものにも目を向けてほしいです。知立市の指定文化財は昭和４０年代までに指定されたものが多いですが、指定当時の指定書は指定根拠や指定対象が明確でないものもあります。各文化財がどのようなもので、どの点に価値があるのか、専門分野ごとに委員会で検討して整理する必要があると思います。

委　　員：　指定当時の指定書はその時代の判断を記録したものですので、忠実に保存しなければなりません。現在の研究で評価が変わったとしても、当時の文言を書き換えると、指定時の事実が失われてしまうため、今回作成する台帳等と混同しないよう注意してほしいです。

事 務 局：　今年度調査では慈眼寺への訪問を考えています。慈眼寺には市指定文化財が複数あり、特に絵馬は、他施設の展示のため貸出した時の状態のまま 10 年以上経過しているようです。保管方法や注意点を教えてほしいとの具体的な相談を受けているため、最初の候補としました。

調査に参加する委員は絵画専門とする委員と委員長を中心に考えています。他の委員については、所有者の意向を伺いながら調整したいと思います。

委　　員：　私は専門分野を持っていないため、日程があえば参加して勉強させていた

だきたいです。

委 員 長： 慈眼寺には仏像もありますが、仏像を専門とする委員がいません。

事 務 局： 市指定文化財には仏像や古文書が多いです。当委員会の定員や予算を踏まえ、仏像や古文書の専門家の協力を得られないか、内部で調整している段階です。方針が定まれば改めて報告します。

委 員 長： 最初の一歩なので、これから改善点も出てくるでしょう。委員と所有者の都合を確認しながら進めてほしいと思います。

報告（１）令和７年度主要事業実績について

事 務 局： （資料２に基づき報告。対象事業は以下のとおり。）
＜資料館管理運営事業、文化財保存事業、文化会館管理運営事業、文化活動推進事業、文化会館改修事業＞

報告（２）牛田町文化財保存会の発足について

事 務 局： （資料３に基づき報告。以下、内容抜粋。）

【発足の経緯】
・令和７年 10 月に町民にて自主的に発足しました。牛田八幡社が国の登録文化財となったことも、文化財への関心が高まるきっかけになったと聞いています。
【目的】
・町内で文化財を調査・研究し、守りながら将来に継承すること。
【内容及び活動】
・会員は 20 名程度（歴史や文化財に関心のある方を中心として）。
・町民に公開する講座や自主的な勉強会を開催。
【知立市のこれまでの取組み】
・学芸員による出前講座、及び資料の適切な管理・保存方法の指導。

事 務 局： 当保存会からは、牛田八幡社の建物の一角に置かれていた仏像について相談がありました。当該仏像は、現在は寺院の本堂に移して管理しているとのことですが、どのようなものか専門家の意見を聞きたいという希望があったため、報告しました。

委　　員： 当該仏像は市史編さん時の調査で確認されていたと思います。文化財編に掲載されていなくても、基礎調査の資料が残っているはずです。当時の記録をもう一度確認してほしいです。

事 務 局： 確認します。

委　　員： 当保存会の活動が他の町内にも広がるとよいと思います。他の町から学芸

員による出前講座等の要望があった場合は応じていただけますか。

事 務 局：　対応は可能です。
保存会からは、委員に講座をお願いできるかという話もありました。具体的な依頼があれば内容と日程を確認し、委員に相談したいと考えていますが、いかがでしょうか。

委 員 長：　依頼があれば、その内容に応じて臨機応変に考えればよいと思います。

報告（３）マツカレハの被害とその対応について【来迎寺一里塚・知立の松並木】

事 務 局：　（資料４（写真）に基づき報告。以下、内容抜粋。）

【内容】
・５月から６月頃にマツカレハの幼虫による食害を受けましたが、現時点では枯死していません。

【対応】
・殺虫剤を散布し、幼虫や死骸の除去、清掃等を実施しました。
・樹木医による状態確認、及び県への情報共有を行いました。
・新しい葉が出てきており、少しずつ回復しているように見えますが、来年の状態は分かりません。引き続き樹木医等と連携して経過を見ます。

報告（４）八橋史跡保存館の資料について

事 務 局：　（資料５に基づき報告。以下、内容抜粋。）

【内容】
・当館では、かきつばた祭りの時期に、無量壽寺の所蔵資料を公開しています。今年の展示中、所有者から掛軸（市指定文化財）が反っていると連絡を受けました。
・軸が外側に大きく反り、本紙には波打ちやしわのような変化が見られました。３月末に職員が掛けた時には、こうした異常はありませんでした。

【被害の原因】
・当館は温湿度の管理が困難であり、湿度は 30%から 80%まで変動します。この変動により、掛軸が水分を吸ったり失ったりを繰り返し、本紙と裏紙で伸縮の差が生じた結果、変形したのではないかと考えられます。

【今後の対応】
・施設及び寄託資料を所管する地域活動推進課に対し、展示設備環境を早急に改善してほしいと伝えました。引き続き協議を進めます。
・無理に掛軸を巻くと被害が拡大する恐れがあるため、状態を見ながら、反りが落ち着いた段階で対応したいと考えています。

委　　員：　当館では以前、カビが発生したこともあります。湿度 50%程度からカビが発生の危険がありますが、それを大きく上回る環境下に指定文化財が置かれること自体に問題があり、あってはならないと考えます。
文化財保護委員会として、市に対し展示環境が整うまでは文化財の展示を控えるよう意見することを提案します。また、歴史民俗資料館にも温湿度管理について課題があると聞いているため、そちらも併せて改善してほしいです。

事 務 局：　意見書については、まず事務局で文案を作成し、委員の皆さんに確認していただく形でよろしいでしょうか。

委　　員：　その流れでよいと思います。
以前のカビの被害については、表面のカビを取り除いて内部には残り続けるため、資料自体が元の状態に戻ったわけではありません。問題が残ったまま展示を続け、次の被害が生じています。この経過を市に明確に伝え、至急対応してほしいです。

その他（１）知立神社のクラウドファンディングについて

事 務 局：　知立神社の建物の屋根修理に関し、クラウドファンディングを行う予定です。財務課と協議しており、令和８年 10 月中頃から年明けにかけて寄附を募る方向で調整しています。金額等は調整中ですので、詳細が決まり公開されたら、改めて報告します。

その他（２）歴史的建造物の調査について

委　　員：　公共事業に伴い、歴史的建造物が移転により撤去されると聞いていますが、その建物には歴史的な資料が残っているかもしれません。現地調査は考えていますか。

事 務 局：　昨年度から事業担当課と文化課で、所有者に調査への協力をお願いしています。専門家による調査に向けて今年度の予算を確保していましたが、公共事業の補償や移転の時期が来年度以降の見込みとなりました。今後、所有者並びに事業担当課と調査の実施時期を調整していく予定です。

（午前 11 時 50 分終了）